

様式第3号(第7条関係)

債権譲渡契約証書

債権譲渡人 (以下「甲」という。)と債権譲受人 (以下「乙」という。)とは、以下のとおり、債券譲渡契約を締結した。

(譲渡債権)

第1条 甲と東白川村(以下「丙」という。)との間で 年 月 日に締結した工事請負契約(以下、単に「本件工事請負契約」という。)に基づき、甲が丙に対して、現在有し、及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権(以下「譲渡債権」という。)を 年 月 日、丙の承諾を得ることを停止条件として、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

工事番号・工事名	
工 事 場 所	
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日 契約変更があった場合は、変更後の期限
請 負 代 金 額(ア)	金 円 契約変更があった場合は、変更後の金額
既 受 領 金 額(イ)	金 円
債 権 譲 渡 額 ((ア)-(イ))	金 円(年 月 日現在見込額) 契約変更があった場合は、変更後の金額

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約約款に定められた検査に合格し引き渡しを受けた出来高部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約約款に定められた出来高部分の検査に合格し引渡しを受けた出来高部分に相応する受け請負代金額から前払金額、中間払金額、部分払金額及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項の請負代金額及び債権譲渡額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

(債権の移転の条件)

第2条 甲及び乙は、本債権譲渡につき、確定日付のある証書による丙の承諾を書面で得るものとする。

(契約の効力の発生)

第3条 この契約は前条に規定する丙の承諾を得た時から効力を生ずる。

(担保責任)

第4条 甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するに当たって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

(禁止事項)

第5条 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害する行為をしてはならない。

2 甲は、第9条第3項の残額の引渡しを受ける債権その他この契約によって生ずる第7条の余剰金の支払を受ける債権について、他の第三者への譲渡その他乙から甲への支払及び公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき国土交通大臣の登録を受けて前払保証事業を営む会社(以下「保証事業会社」という。)から甲への引渡しを妨げる行為をしてはならない。

(被担保債権)

第6条 債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約(本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの)に基づいて乙が甲に対して取得する債権(以下「乙の貸金債権」という。)を担保するため及び保証事業会社が甲から委託を受け締結する公共工事金金融保証契約(以下「金融保証契約」という。)に基

づいて保証事業会社が、甲に対して有する求償債権(以下「保証事業会社の債権」という。)を担保するためになされるものであって、その他の債権を担保するものではない。

(被担保債権の優劣)

第7条 被担保債権の中に乙の貸金債権と保証事業会社の債権とがあるときには乙の貸金債権が優先し、保証事業会社は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額(以下「残余金」という。)について、乙より支払を受けることができる。

(譲渡債権の請求)

第8条 譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、保証事業会社は丙に対して直接支払を求めることができない。

2 残余金の請求及び受領は、原則として、保証事業会社がこれを行い、甲は乙に対して直接支払を求めることができない。

(弁済の充当等)

第9条 乙が前条第1項により受領した金銭について、乙の貸金債権への弁済の充当及び保証事業会社への支払は、次の各項に掲げる場合において当該各項の規定により行う。

2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、残余金を直ちに保証事業会社に支払う。

3 保証事業会社は、残余金から、保証事業会社の債権への弁済の充当を行った後、なお残額があるときは、甲にその残額を引き渡すものとする。甲の要請を受け金融保証契約にかかる借入金(利息及び損害金を含む。)をその弁済期到来の以前において金融機関に償還した後、なお残額があるときも同様とする。

4 甲が、金融保証契約に係る借入金(利息及び損害金を含む。)を金融機関に全部弁済し、保証事業会社の債権が現に生じないことが確定した場合は、前条第2項にかかわらず、甲、乙及び保証事業会社で協議のうえ、乙は残余金を甲に支払うことができる。

5 第2項から前項までに規定する弁済の充当等に要する費用は甲の負担とする。

6 乙は、甲に次に掲げる事由が生じた場合は、丙から受領した金銭については、直ちに貸金債権への弁済の充当及び保証事業会社への支払を行う。この場合、保証事業会社に支払をするときは、乙は甲に対して事前に通知するものとする。

(1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立がなされた場合

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(3) 本件請負工事契約が解除された場合

(4) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

7 弁済期が到来していない債権があるときは、乙の貸金債権への弁済の充当及び保証事業会社への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。

8 乙の貸金債権への弁済の充当及び保証事業会社へ支払をしたときは、乙は甲に通知する。

(協力義務)

第10条 乙が、譲渡債権の保証若しくは行使又は保証事業会社への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合に必要となる費用については、甲の負担とする。

(受益の意思表示)

第11条 保証事業会社は、乙に対して、本契約の各条項を承認したうえで 年 月 日までに、甲と連署した書面により、保証事業会社の債権を被担保債権とする第6条の担保権の権利の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

(説明要求)

第12条 保証事業会社は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

(合意解除の禁止)

第13条 甲と乙とは、保証事業会社が第11条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ解除することができない。

(合意管轄)

第14条 本契約に関して争いを生じたときには、乙又は保証事業会社の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書2通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々1通を所持する。

年 月 日

債権譲渡人(甲) 住所
氏名

印

債権譲受人(乙) 住所
氏名

印